

茂原市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の改正について

1. 事業概要

新制度未移行幼稚園の利用者で、年収 360 万円未満相当世帯や、園児が小学校 3 年生以下で数えて第 3 子以降にあたる場合、副食費の助成を実施するもの。

2. 改正理由

令和 5 年 4 月 1 日からの公定価格の引き上げ（1 食 225 円→1 食 235 円）に伴い、国が「子ども・子育て支援交付金交付要綱」を改正し、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の補助額が一人当たり月額 4,500 円から 4,700 円に変更になったことによる。

3. 改正内容

これまで補足給付費として月額 4,500 円を上限に毎月対象施設に支給していたものを、令和 5 年 4 月に遡り、月額 4,700 円まで支給するもの。

4. 対象施設及び給食提供状況

（令和 5 年 10 月 1 日現在、対象施設）

もばら幼稚園	1 食 350 円（内、副食費 261 円）
茂原聖マリア幼稚園	1 食 330 円（内、副食費 261 円）
長生学園幼稚園	1 食 330 円（内、副食費 261 円）
大網木の花幼稚園	月額 6,900 円（内、副食費 3,495 円）

5. 副食費免除者の状況

（令和 5 年 10 月 1 日現在）

もばら幼稚園	11 人
茂原聖マリア幼稚園	20 人
長生学園幼稚園	4 人
大網木の花幼稚園	1 人